

一般競争入札心得書

贈賄、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第1条 入札の参加

- 1 入札の参加希望に関する事項及び参加資格の確認についての公告を十分熟読の上、参加のこと。
- 2 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加票を公告に記載する提出日時までに郵送し提出すること。
- 3 事後審査型の場合は第1条第2項と合わせて、申請書及び添付書類を公告に記載する提出日時までに郵送し提出すること。尚、添付書類については、参加資格要件の内容が確認できるものとする。
(コリンズ又はテクリス関係書類、技術者資格証明書、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書等)
- 4 代理人が入札をする場合は、一般競争入札参加票等と合わせて委任状を提出すること。

第2条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない代理人のした入札
- 3 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 4 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- 5 入札保証金を求めた場合、入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- 6 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- 7 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 8 入札書以外による入札
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 公告にて入札書への単価の記載などを指定した場合において、入札書に単価の記載がないなど、仕様書等にて指定する全ての業務（又は物品）の実施（又は納入）が可能であることが確認できない場合は無効とする。
- 11 公告に記載する提出日時後に到着した入札

第3条 入札に際しての注意事項

- 1 入札の方法等については公告をよく確認すること。
- 2 入札書は、委託（物品）名称等を記載すること。
- 3 公告において見積内訳書の提出を求められている場合は、入札書と合わせて見積内訳書（数量の積算が確認できるもの）を必ず郵送すること。
- 4 設計書、図面及び仕様書を熟覧し、入札書等提出までに疑義等の確認をしておくこと。
- 5 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- 6 入札参加に際して自社の受注状況を十分把握し、参加すること。
- 7 入札に参加する者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格、又は入札書、見積内訳書その他入札執行者に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 8 入札書等の日付は開札日ではなく、作成日を記入してください。（公告日から入札書等提出期日までの間の日付であればいつでも可）

第4条 落札者の決定

- 1 事後審査型の場合において、入札者のうち予定価格以下であって、入札金額中最低価格の入札者の申請書から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、資格要件を確認できた場合に落札決定を行う。資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- 2 事後審査がない場合において落札者は、入札者のうち予定価格以下であって、入札金額中最低価格の入札者とする。
- 3 落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 4 最低制限価格を設けた場合において、その金額を下回る入札者は失格とし、再度入札に参加することはできない。また、最低制限価格を設けない場合において、入札者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされることとなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留する。
- 5 落札決定に当たっては、原則入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ただし、上記と異なる方法で入札・契約を行う場合は公告において指定する。（年額、月額、単価、税込での入札等）
- 6 入札回数は原則1回限りとする。ただし、予定価格を公表していない入札の回数は2回に限り延長することがある。

第5条 契約の手続き

- 1 落札者は、落札決定後、または暴力団排除条例に抵触しないことが確認された日から10日以内（委託・物品は7日以内）に、所定の契約書等を契約担当者に提出しなければならない。また、契約締結日と履行期間の着手日は、契約書類等提出日とする。履行期間の完了日は公告に示したとおりとする。
なお、完成した契約書の受領方法について、郵送を希望する場合は返信用封筒を合わせて提出すること。
- 2 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

第6条 その他

- 1 入札書又は見積書の提出にあっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札執行前に入札参加業者を探る者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、入札の参加を拒否する。
- 3 条件付一般競争入札に参加しようとする者が、入札執行までに不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、契約担当課へ報告しなければならない。
- 4 その他この心得書に記載のない内容については、近江八幡市契約規則等の規定に基づきますので、ご不明な点が有る場合は事前に管財契約課までお問い合わせ下さい。

- ※ 第3条第3項における見積内訳書の様式は任意のものとするが、業者名、代表者の氏名（押印不要）を記入し、応札額に合わせた金額で作成願います。
(見積内訳書の内容について説明を求める場合があります。)
公告にて見積内訳書の提出を求めた場合において、見積内訳書の提出が無い場合、入札に参加出来ません。

※ 入札書等の様式は管財契約課ホームページよりダウンロード出来ます。

※ 第6条第3項の件について、不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき指名停止となります。